国立大学法人電気通信大学教育研究職員の任期に関する規程

制定 平成16年4月1日規程第28号 最終改正 令和4年4月28日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の任期について、必要な事項を定めるものとする。

(教育研究組織及び職種等)

第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて採用を行う教育研究職員の教育研究 組織、教育研究職員の職、任期として定める期間及び再任に関する事項(以下「任期に 関する事項」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(同意)

第3条 任期を定めて教育研究職員を採用する場合は、文書(別記様式)により、採用される者の同意を得なければならない。

(規程の公表)

第4条 この規程を制定又は改廃したときは、大学のホームページ等への掲載その他の方法により公表し、広く周知を図るものとする。

(育児休業等取得者の特例)

- 第5条 別表により任期を定めて採用された教育研究職員のうち、法第4条第1項第1号 又は第2号の規定により採用された者が、次に掲げるいずれかの休業等をする場合にお いては、当該職員の申し出に基づき、当該休業等の期間の範囲内の期間で、任期を延長 することができる。ただし、本規程に基づき採用された日から通算した契約期間は、別 表の再任に関する事項に規定された再任の場合の任期を含めて10年を上限とする。
 - (1) 育児休業
 - (2) 産前休暇
 - (3) 産後休暇
 - (4) 介護休業
- 2 前項ただし書きの規定にかかわらず、本規程に基づき採用された日より前に国立大学 法人電気通信大学との間に締結された平成25年4月1日以後の日を初日とする期間 の定めのある雇用契約についても、通算契約期間に含めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、国立大学法人電気通信大学テニュア・トラック制に関する規程(以下「TT規程」という。)第3条第1項第6号に規定するテニュア審査を受けた教育研究職員及び同規程第7条第2項の規定により任期を更新された教育研究職員は任期の延長を申し出ることはできない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、教育研究職員の任期に関し必要な事項は、教育研究職会の議を経て学長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月11日規程第4号)

- 1 この規程は、平成17年10月11日から施行し、同日以降に採用される者及びこの 規程の施行の際、現に改正前の国立大学法人電気通信大学教育研究職員の任期に関する 規程に基づき任期を定めて雇用されている教育研究職員について適用する。
- 2 この規程による、改正後の別表先端ワイヤレスコミュニケーション研究センターの職 に、平成22年3月までに採用される者の任期は同項の規定にかかわらず、平成22年 3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月14日規程第48号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月11日規程第81号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規程第63号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日規程第131号)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、改正前の規定により任期が付されている大学院情報システム学研究科及び先端領域教育研究センターを担当する教育研究職員については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による。
- 3 この規程の先端ワイヤレスコミュニケーション研究センターの職に採用される者の任期は別表にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成23年7月20日規程第28号)

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第19号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日規程第129号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、改正前の規定により任期が付されている教育研究 職員の任期及び再任に関する事項については、改正後の別表の規定にかかわらず、改正 前の別表の規定による。
- 3 この規程の施行日の前日において、改正前の規定により任期が付されている研究設備 センターを担当する准教授については、前項の規定にかかわらず、再任は1回を限度と する。

附 則 (平成25年9月25日規程第11号)

この規程は、平成25年9月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月25日規程第87号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成21年4月1日から平成22年9月1日までの間に大学院情報システム学研究科 を担当する助教として採用された者に係る任期及び再任に関する事項については、改正 後の別表の規定にかかわらず、次の表の規定を適用する。

教育研究組織	教員の職	任期	再任に関する事項	根拠
大学院情報システム	助教	3年	再任可	法第4条
学研究科			ただし、再任の場合任期は2	第1項
			年とし、2回を限度とする。	第2号

3 平成25年4月1日から平成26年4月1日までの間に大学院情報理工学研究科、大学院情報システム学研究科及びレーザー新世代研究センターを担当する助教として採用された者から別に定める期日までにテニュア・トラック期間に関する申出があった場合の任期及び再任に関する事項については、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表の規定を適用する。

.,				
教育研究組織	教員の職	任期	再任に関する事項	根拠
大学院情報理工学研	助教	4年	再任可	法第4条
究科			ただし、再任の場合任期は1	第1項
			年とし、1回を限度とする。	第2号
大学院情報システム	助教	4年	再任可	法第4条
学研究科			ただし、再任の場合任期は1	第1項
			年とし、1回を限度とする。	第2号
レーザー新世代研究	助教	4年	再任可	法第4条
センター			ただし、再任の場合任期は1	第1項
			年とし、1回を限度とする。	第2号

4 本規程の施行日の前日までに行った育児休業等についても第5条の規定を適用することができる。

附 則 (平成27年3月27日規程第112号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第70号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に本規程を適用する情報理工 学部及び大学院情報システム学研究科を担当する助教として採用された者に係る第5 条の規定の適用については、なお従前の例によるものとし、任期及び再任に関する事項 については、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表の規定を適用する。

教育研究組織	教員の職	任期	再任に関する事項	根拠
情報理工学部	助教	5年	再任可	法第4条

			ただし、再任の場合の任期は	第1項
			2年とし、1回を限度とする。	第2号
大学院情報システム	助教	5年	再任可	法第4条
学研究科			ただし、再任の場合の任期は	第1項
			2年とし、1回を限度とする。	第2号

附 則 (平成30年9月12日規程第3号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第122号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日規程第52号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみ なす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

附 則 (令和3年3月31日規程第69号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月13日規程第27号)

- 1 この規程は、令和3年10月13日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、改正前の規定により任期が付されている教育研究 職員の任期及び再任に関する事項(次項を除く。)については、改正後の別表の規定に かかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行日において、改正前の規定により任期が付されている研究設備センターを担当する准教授の任期及び再任に関する事項については、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表の規定を適用する。

教育研究組織	教員の職	任期	再任に関する事項	根拠
研究設備センター	准教授	5年	再任可	法第4条
				第1項
				第1号

附 則 (令和4年4月28日規程第6号)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

教育研究組織	教員の職	任期 再任に関する		根拠
			事項	
情報理工学域、大学院情報	助教(次の項に定め	5年	再任しない。	法第4条
理工学研究科、国立大学法	るものを除く。)			第1項
人電気通信大学組織規則				第2号
第19条に規定する教育	助教(TT規程第3	5年	再任可	法第4条
研究センター等及び同第	条第2号に規定す		ただし、再任の	第1項
23条に規定する教育研	るテニュア・トラッ		場合の任期は	第2号
究支援センター	ク制が適用される		2年とし、1回	
	者に限る。)		を限度とする。	
	准教授(TT規程第	5年	再任可	法第4条
	3条第2号に規定		ただし、再任の	第1項
	するテニュア・トラ		場合の任期は	第1号
	ック制が適用され		2年とし、1回	
	る者に限る。)		を限度とする。	

	Ī	司	意		書				
国立大学法人電気通信力	大学長	殿		Æ	名	(元号)	年	月	日
				10	71		名又は記	名押印)
利) · 最层通信十学(吹尾/	(職友)	に計れ	ナスト	ア一阪ミコ	七学の勢	4月学の	イイ. 廿日) ァ	胆士

私は、電気通信大学(所属)(職名)に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第5条第1項及び国立大学法人電気通信大学教育研究職員の任期に関する規程第2条の規定に基づき、下記のとおりの任期により任用されるものであることに同意します。

記

(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで